

・ 229 【建物賃貸借に関する公正証書】

建物賃貸借公正証書

本職は当事者の囑託により法律行為に関する陳述を聴取し、その趣旨を記録して、この証書を作成する。

第一条 平成 年 月 日、賃貸人東京第一興業株式会社は、東京都文京区関口 丁目 番 号の建物を、月 万円の賃料で営業所用として賃借人アートプランニング株式会社に、次の条件で貸しつけた。

第二条 賃借人は本証書記載の賃料の支払いを履行しないときは直ちに強制執行を受けても異議ないことを認諾する。

東京都杉並区高井戸東×丁目 番 号

賃貸人 東京第一興業株式会社

代表取締役社長 水島 常行

東京都文京区関口 丁目 番 号

賃借人 アートプランニング株式会社

代表取締役社長 景山 安武

この証書は平成 年 月 日、本職役場において作成し、列席者に読み聞かせたところ、各自これを承認し、左記の通り署名捺印した。

東京第一興業株式会社

代表取締役社長 水島 常行 印

アートプランニング株式会社

代表取締役社長 景山 安武 印

本職役場

東京都千代田区神田錦町 丁目 番号

東京法務局

公証人 本田 宣長

この正本は公正証書の原本より作成し、これを囑託人水島常行に交付するものである。

平成 年 月 日

東京都千代田区神田錦町 丁目 番号

東京法務局

公証人 本田 宣長 印